

国際商品協定

(a) 国際商品協定

国際商品協定とは、一次産品の価格低落及び急激な変動を回避して消費国への安定的な供給を確保することにより、途上国経済の持続的発展を目的としたものである（2001 年版通商白書第 IV 部第 5 章第 5 節参照）。我が国もいくつかの協定に加盟している。WTO 協定においても GATT 第 20 条(h)で、「締約国団に提出されて否認されなかった基準に合致する政府間商品協定又は締約国団に提出されなかった政府間商品協定のいずれかに基づく義務に従って執られる措置」が規定され、GATT の一般的例外措置の一類型とされているが、この手続が認められた前例は無い。

○主要な国際商品協定

	組織発足年	対象商品	組織名 (Website)	加盟国・ 地域数
2001 年の国際ココア協定（2010 年 9 月まで有効）	1973 年	ココア（ココア豆及びココア製品）	国際ココア機関 http://www.icco.org	16
2007 年の国際コーヒー協定（発効日より 10 年後まで有効）	1963 年	コーヒー豆及びコーヒー製品	国際コーヒー機関 http://www.ico.org	77
2006 年の国際熱帯木材協定（発効に向けて前協定を延長中）	1986 年	熱帯木材	国際熱帯木材機関 http://www.itto.or.jp	45
1995 年の国際穀物協定（2009 年 7 月 1 日から対象品目を増やして新たに発効）	1949 年 →1995 年改称	米、小麦、とうもろこし、大麦、ライ麦等	国際小麦理事会 →国際穀物理事会 http://www.igc.org.uk	26
2005 年のオリーブ油及びテーブルオリーブ協定（2014 年 12 月まで有効）	1956 年	オリーブ油及びテーブルオリーブ	国際オリーブ油理事会 http://internationaloliveoil.org	17

各組織ホームページ、2001 年通商白書より経済産業省作成（加盟国数は 2010 年 2 月現在の各組織ホームページの数字。European Union は一地域としてカウント。）

国際商品協定の規律には各々の協定の目的（目的に関しても、需給調整、価格統制、消費促進、市場の情報収集、開発等種々の側面が存在）を達成する為に輸出に係る規律以外にも、在庫・生産にかかる規律、消費にかかる規律等いくつかの規律を規定している。以下、その目的を達成するために協定が規定する主要な数量規制メカニズムの概要を紹介する。

① 多角契約方式

当該協定が対象とする商品について、輸出国側と輸入国側が一定の価格帯の中で取引を行う方式。

② 輸出割当方式

協定の加盟輸出国に対して毎年度一定量の輸出割当てを与え、流通量をコントロールし、間接的に価格変動の激変緩和を図る方式。

③ 緩衝在庫方式

一定の規模の対象産品と現金を有する緩衝在庫を設置し、市場価格が価格帯の一定水準を超えた場合、緩衝在庫が対象産品を売却し価格の高騰を防ぎ、逆に市場価格が一定水準を下回った場合に、市場から対象産品を購入して価格の下支えを行う方式（市場価格が価格帯の中間にある場合には原則として緩衝在庫は介入しない）。

商品協定は新しいものではなく、第二次世界大戦以前、世界恐慌の時期より、主として一次産品の価格の下落防止を目的に政府間による供給・生産制限あるいは民間によるカルテル的な性格を有する国際約束として締結されていた。その後戦後に入り、自由貿易・無差別原則といった市場経済メカニズムと併存する形で、より消費国側の理解を得ること、また UNCTAD 等を中心とした「援助よりも貿易を」といった側面も付加した形で、現在もいくつかの協定として運用がなされている。